

令和3年 産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会 開催状況
(経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課)

開催年月日 令和3年9月8日
 質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員
 答弁者 経済部長、環境・エネルギー局長、
 環境・エネルギー課長、
 エネルギー政策担当課長、
 省エネ・新エネ促進室長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 エネルギー基本計画素案の評価と今後の道としての対応について (広田委員) 8月4日、経済産業省は新たなエネルギー基本計画の案を示しました。 7月21日に出された「第6次エネルギー基本計画(素案)」とほぼ同じもので、今後パブリックコメントなどを経て、秋頃に閣議決定される予定と承知をしています。この基本計画素案は、ゼロカーボン宣言を中央政府に先んじて行った北海道のこれからにも大きな影響があるため、道の見解と今後の対応を伺っていきたいと思います。</p> <p>(一) エネルギー基本計画素案の電源構成の考え方などについて 1 電源構成の考え方について (広田委員) エネルギー基本計画素案において、電源構成が具体的に示されております。 再エネ36～38パーセント、原子力20～22パーセント、石炭19パーセント、LNG20パーセント、石油等2パーセント、水素・アンモニア1パーセントというふうに表示されているわけですが、北海道省エネ・新エネ促進行動計画においては、電源構成についての記載はないわけですが、現時点での北海道の電源構成はどのようになっているのか、まず、伺いたいと思います。 合わせて、2030年における北海道の電源構成のあるべき姿をどのように考えられるのか、今後、中央政府のエネルギー基本計画の閣議決定などにより、計画を見直す予定はあるのか、伺います。</p> <p>【指摘】 (広田委員) ご答弁では、電源の特性が活かされた多様な、様々な構成とすることが重要ということと、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとして取り組んでいくという、この従来と、ゼロカーボン宣言以前、そしてまたこの基本計画が出る以前と同様の考え方が示されましたが、あまりにも消極的です。 この基本計画素案においては、再生可能エネルギーにおける対応として、今ご答弁にもありました、安全性を前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合といういわゆるS+3E、これを大前提に2050年における主力電源として、最優先の原則の下で、最大限の導入に取り組むという姿勢がすでに示されています。</p>	<p>(エネルギー政策担当課長) 電源構成などについてでございますが、資源エネルギー庁の電力調査統計によれば、令和2年度の電源別発電実績では、自家用発電を含む道内の総発電電力量約339億4,000万キロワットアワーのうち、火力が約235億7,000万キロワットアワーで69.4パーセント、水力が約50億8,700万キロワットアワーで15.0パーセント、水力を除いた新エネルギーが約52億8,300万キロワットアワーで15.6パーセントとなっております。 電源構成につきましては、電力は、安全性を前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、変化にも柔軟に対応できるよう、さまざまな電源の特性が活かされた多様な構成とすることが重要と考えておりまして、道といたしましては、2050年までの「ゼロカーボン北海道」につながりますよう、省エネルギー・新エネルギー促進行動計画に基づき、本道に賦存する新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう最大限の活用に取り組んでまいります。 また、行動計画につきましては、国のエネルギー政策の動向や、経済社会情勢の変化などにより必要が生じた場合には、適宜、見直しを検討してまいりますと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>系統制約という要因も確かにありましたけれども、ポテンシャルが高い高いと言われてきた北海道において、東日本大震災、そして胆振東部地震を経てもなお、まるで思考停止のようにこうした答弁を繰り返す姿勢は、道民の未来を奪うものだというふうに思います。</p> <p>現在の北海道省エネ・新エネ促進行動計画では、電源構成には触れられていないということですが、原子力を過渡的エネルギーと条例で明記している北海道において、70パーセントを占める火力からの代替を具体的にどう進めていくかというのは大きな課題であります。計画のつくりとして、現時点で電源構成を明記しないことは一定の理解をしますが、せめて、新エネルギーは2050年における主力電源であると、その主要な電源の一つという考え方はなくて、主力電源であるとはまず明確に答弁すべきであると、ここでは一応指摘をさせていただきたいと思います。今後閣議決定のあと見直しを検討するというのでしたので、そのときにまた改めてしっかり議論させていただきたいというふうに思います。</p> <p>2 新エネ導入目標について (広田委員)</p> <p>次に今回の6次計画素案は、確かに前の5次の現行のものに比べれば進んでいます、再エネ目標が、諸外国に比べて、非常に低いことが残念です。ポテンシャルが大きい大きいと言われてきた北海道ですが、様々な制約でその潜在力を発揮できていませんでした。北海道は吸収源対策の基礎となる森林面積も大きいわけでありまして、北海道の優位性をしっかり発揮するためには、より野心的な新エネルギー導入の目標設定を、中央政府に対してもしっかり求めていくということが重要だと考えますが、北海道が率先して、より野心的な新エネルギー導入の目標設定を中央政府に求めていくことについての見解を伺います。</p> <p>【指摘】 (広田委員)</p> <p>中央政府の計画は野心的であるという、評価するというのですが、海外の事例をいろいろ言っても仕方がないかもしれませんが、私が小学校2、3年くらいの時にオイルショックがあって、エネルギー自給率がデンマークも日本も7～8%でしたが、今や、その時を、オイルショックをきっかけにデンマークのエネルギー自給率はほぼ100%に近くなり、しかも再エネ70～80、100を目指すというところにいるわけです。そういう意味では、なんとなく無理ではないかみたいな雰囲気は私たちの中にはあるのですが、しかししっかり目標を掲げればできるはずですから、私としてはこの北海道の優位性を活かすという意味でもしっかり中央政府に申し入れをしていただきたいと思いますし、併せて、先ほど答弁でお答えいただいた導入割合が現時点で北海道は約15%ということで、これもまた改めてしっかり議論させていただきたいと思いますが、大分、秋田、富山など他県と比べても導入割合が非常に低いわけですね。これも地理的なことや様々な制約要因があったとすれば、中央政府に再エネ導入目標、この国家戦略としてしっかりと高い目標設定を要請した上で、そういう様々な制約要因を加速化して政策として動かしていくということ、政策対応を強化していると評価してはいますが、遅々として結局進んでいなかったということだと思うのです。そこをしっかりと具体的に政府と交渉していくべきということを指摘させていただきたいと思います。</p>	<p>(環境・エネルギー課長)</p> <p>国の再エネ導入目標についてであります、2012年の固定価格買取制度導入以降、我が国の再生可能エネルギー全体の導入容量は世界第6位となるなど導入は着実に進展しているところです。</p> <p>こうした中、この度のエネルギー基本計画素案で示された2030年の再エネ導入目標につきましては、系統増強を通じた風力の導入拡大や新築住宅のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス目標達成など政策対応を強化した場合の見直しに加え、2030年度の温室効果ガス46パーセント削減に向け、もう一段の施策強化等に取り組むこととし、その効果が実現した場合の野心的な見直しとして検討されているものと承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 原子力発電の位置づけについて (広田委員)</p> <p>今回の計画では、北海道においては条例によって過渡的なエネルギーと位置付けられ、加えて、エネルギー基本計画素案自体にも、可能な限り、依存をなくしていくと明記されているにも関わらず、2030年時点で、原発が20～22パーセントとされました。非常に残念でもありますし、現実的では逆でないですね。</p> <p>原発20～22パーセントの電源構成のためには、試算をしますと、30基が稼働し、しかもその稼働率が80パーセントは必要だというふうに言われています。1990年から2010年の原発が動いてきた時の稼働率の実績でも、73.3パーセントなんですよ。これまで再稼働した原子炉は、調査時点でちよつとずれがあるかもしれませんが、休止しているものも含めて10基、廃炉が決定したものは既に24基あって、本来であれば中央政府の責任において、廃炉への道筋を明確にさせていただくというのが最優先であるというふうに思います。</p> <p>少なくとも、原子炉の運転期間は原則として運転開始から40年であることから、原発が過渡的なエネルギーであると条例に明記している北海道においては、原発の新規立地、増設はしないことを明確にした上で、2050年ゼロカーボンの実現を進めることが、世界に対する北海道の位置をより高め、未来の世代に貢献することになるのではないかと思います。</p> <p>泊原発所の3つの原子炉の稼働年数について、改めて何うとともに、ゼロカーボンの実現における原子力の位置づけの考え方について伺います。</p> <p>(広田委員)</p> <p>ゼロカーボンの実現に関する原子力の位置づけについての答弁はなかったわけですが、しっかりそこを答えられるように調整をしていただければと思います。いろいろなご議論があるわけですが、私は2、3年前、スウェーデンの国会議員団の方14人ぐらいをアテンドするという経験がありました。その時にスウェーデンの国会議員団の皆さんが、温泉なども楽しまれて、「こんなに温泉が楽しめて、いわゆる地震国・火山国である日本において、なぜこの賢い日本人が地熱だとかを利用せず原子力なんだ」ということを科学的に教えて欲しい、どういう検証をされたのか教えて欲しいと言われて、私はちょっと答えられず、政治的な課題だというふうにお答えをしました。スウェーデンでは原子力ありますけれども、そこはですね、基本的にいわゆる火山とかもほとんど無く、地震も無い国土なわけですよ。しかも、エネルギーの政策の決定の中にも、いわゆる隣国からのガスをあまり買いたくないという、あるいは吸収源のいろいろなことを含めての情報公開を徹底した中でそういう政策をとってきたという中で、その地震国・火山国という豊富なポテンシャルがある日本、北海道において、未来に向けてもこの原子力に依存するという方向性を、予断を持って申し上げる状況にはないということを仰いましたけれども、少なくとも過渡的なエネルギーであると、この基本計画の以前に条例に明記している北海道としてとるべきスタンスというものがあるというふうに思いますので、今の答弁では非常に残念だということを申し上げておきたいというふうに思います。</p>	<p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>原子力発電についてでございますが、泊原子力発電所の原子炉は、運転開始から本日まで、1号機は32年、2号機は30年、3号機は11年、経過しているところでございます。</p> <p>また、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例では、原子力は、発電時に温室効果ガスを排出しないことなどの優れた特性を有している反面、放射性廃棄物の処理及び処分の方法が確立されていないことなどの問題があることから、過渡的なエネルギーと位置づけしております。</p> <p>なお、泊発電所につきましては、現在、規制委員会における審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはございません。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>4 石炭の位置づけについて (広田委員)</p> <p>次に石炭の位置づけについて伺いたいと思います。電源構成の中で石炭19%が表明されました。カーボンニュートラルを目指す世界の情勢に逆行しているなどの批判が、国際的なNGOや気候変動に関心の高い、特に、若い世代を中心に寄せられています。</p> <p>前回の委員会でも質問しましたが、道としては、先ほども色々お話ありましたようなクリーンコール技術の開発推進、石炭火力発電の高効率化のための実証事業や、エネルギー基本計画の中にも言及されていますCCUSいわゆる二酸化炭素の回収、利用、貯留に関する技術開発も行っていると承知をしておりますし、道としては国や関係自治体と連携し、地産地消などによる道内炭の有効利用を推進し、本道の産炭地域の振興につなげていくという現時点での立場ということ承知をしておりますし、私も、現時点の取り組みとして、過渡的にその必要性は認めます。</p> <p>しかし、逆に中央政府のエネルギー政策に翻弄されてきた産炭地域の歴史を踏まえた時に、逆に、この現時点での石炭へのこだわりが、ピンチへの対応を遅らせ、チャンスを逸することにならないか危惧をするわけです。</p> <p>今、「炭鉄港」など、北海道遺産、産業遺産としても価値を高めてきた新たな産炭地域振興の流れですとか、アジアの環境首都を目指す、前知事時代で今の知事が継承されているかどうかわかりませんが、アジアの環境首都を目指すという北海道全体のブランディングに逆行しない産炭地域振興策が必要だと考えます。</p> <p>むしろ、産炭地域こそ、ゼロカーボンをピンチではなく、チャンスとすべく、関係自治体の協議や、その石炭のところ、どうしても地産地消とこだわるのであれば、当該地域全体としての脱炭素の取り組みをしっかり強化して、ストーリーとして産炭地域振興というところが成立するようなことをしなければいけないと思いますが、2030年における石炭の位置づけをどのように考えるのか、今後の自治体との連携のあり方について伺います。</p> <p>【指摘】 (広田委員)</p> <p>指摘ということなんですけれども、先ほど冒頭にも言いましたけれども、国際的な活動をしている若い世代が、今かなり環境問題に注目しているわけなんですけれども、そういう子供たちの世代の中には、まだ技術的に確定していないところにゼロカーボンを実現するための投資や資源を集中するのではなく、今ある技術だとか制度を変えることでできることに集中してほしいという声も多くあります。</p> <p>例えば、道としての意思決定として、石炭を未来に向けても2050年時点に向けても、本当に皆さんが言う地産地消のエネルギーとして使っていくという意思決定をするのであれば、その分の吸収源対策をどういうふうにするのかということも必要ですし、吸収源対策を石炭の地産地消に振り向けるといえるときは、例えば交通政策で長距離移動をするときの化石燃料移動の分とかも含めて、石炭の地産地消に優先的にそれを振り向けるのか、吸収源対策をどう使うかということも含めて考えていかないと、そこをちゃんと道民なり、道外、海外の皆さんにわかるようなストーリーがないと、完全に石炭が地産地消といっても、それができれば私はそれはそれでいいとは思いますが、それを言</p>	<p>(環境・エネルギー局長)</p> <p>石炭の位置づけなどについてでございますが、国のエネルギー基本計画素案では、石炭は、現状において安定供給性や経済性に優れた重要なエネルギー源として位置づけられており、また、今後、石炭火力は、再生可能エネルギーを最大限導入する中で、調整電源としての役割が期待されるが、電源構成における比率は、安定供給の確保を大前提に低減させることとしているところでございます。</p> <p>道としては、本道に賦存する石炭は、貴重なエネルギー資源であるため、こうした国の計画などを踏まえ、環境負荷の一層の低減を図りながら、有効活用していくことが重要であると認識をいたしております。</p> <p>道内の産炭地においては、地下の石炭層をガス化し、可燃ガスを生産のうえ発電に利用するなどの実証試験や、CO₂を石炭灰に混ぜ、石炭採掘後の坑内に埋め戻す資材として活用し、CO₂の排出抑制につなげる取組などが行われておりまして、道といたしましては、こうした脱炭素化などに取り組む産炭地の市や町とも連携を図りながら、道内の石炭資源の有効活用が図られるよう、取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>い続けているうちに逆に産炭地の皆さんの様々な今までの歴史、やってきたことが損なわれるような気がいたしますので、その指摘とさせていただきます。あわせて、今後吸収源対策について具体の議論をしていかなければいけないはずですので、ゼロカーボン、実質ゼロというところにおいて、どこの部分で割り振りしていくかということを考えなければいけないと思うので、あらためてまた議論させていただきたいと思いません。</p> <p>(二) エネルギー基本計画素案を受けての新エネ促進のための道の取り組みのあり方について</p> <p>1 エネルギーの地産地消に係る道の条例などについて</p> <p>(広田委員)</p> <p>私が伺いたいことは、新たな条例の策定の必要性についてということで、今の道の省エネ・新エネ促進行動計画の目指す姿の3つの大きな柱は、多様な地産地消の展開、エネルギー基地北海道の確立に向けた事業環境整備、省エネ・新エネの開発・導入と一体となった環境関連産業の振興と承知をしています。</p> <p>この119ページに及ぶ国のエネルギー基本計画素案なので、全てを今日質問することはできないのですが、いくつか気になったところを指摘して、道としての見解を伺っていききたいと思います。</p> <p>まず、多様な地産地消の展開に関してですが、私としては、先ほども申し上げましたように、エネルギーの地産地消を明記した新たな条例の検討を提案したいと思います。</p> <p>現在の、原発を過渡的エネルギーとし、熱エネルギーを含む新エネルギーを促進する、エネルギー種別の転換を先進的に決定した現在の省エネ・新エネ条例は、そのまましつつ、並行して、エネルギーの種別だけではなく、地産地消を明記し、それを促進する新たな条例を追加で検討すべきと考えます。</p> <p>エネルギー計画素案にも記されているわけですがけれども、FIT制度の開始以降、太陽光発電などを中心に、先ほど6位になったと言われてますけれども、大量に再生可能エネルギー設備の導入が進み、一方で、地方自治体による抑制的な条例やガイドラインの策定数は、2016年の再エネ特措法の改正以降から2020年までに4倍に増加しています。</p> <p>こうした中、再エネ特措法においては、条例を含む関係法令順守を認定基準とし、地域の実情に応じた条例への違反に対し、再エネ特措法に基づく、指導、改善命令、必要に応じて認定取り消しも可能としているなど、中央政府は、再エネ促進に関しては、各自治体における地域の実情に応じた条例等の策定等を後押ししているわけです。</p> <p>一方で、中央政府は、国家戦略として、ゼロカーボンを実現するために、風力発電の導入円滑化に向けたアセスの適正化や、地熱の導入拡大に向けて自然公園法や森林関連法の規制の見直しについても表明しています。北海道は言うまでもなく、洋上風力発電などをはじめ、大消費地に再生可能エネルギーを送る基地として期待されておりまして、その期待に応えることも必要ではあります。</p> <p>しかし、だからこそ、誰のための、何のためのエネルギー基地北海道なのか、地域環境権の確立などを、市町村、自治体、そして、未来の世代の道民のために、北海道庁の責任として明確にしておくべきと、私としては考えます。</p>	<p>(環境・エネルギー課長)</p> <p>条例などについてであります。北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例は、限りある資源を可能な限り将来に引き継ぐとともに、道内で自立的に確保できる新エネルギーの利用を拡大し、持続的発展が可能な循環型の社会経済システムをつくり上げるために制定されたものでありまして、道として、本道において、地域に賦存する資源をエネルギーとして活用する「地産地消」を進める上で、基本となる条例であると認識しており、引き続き、この条例に基づき策定した行動計画に則して、各般の施策を推進していく考えであります。</p> <p>また、国で検討しているアセスの適正化や関係法令による規制の運用の見直しなどにつきましては、道といたしましては、環境との調和を前提に、その検討状況を注視するとともに、関係部局はもとより、国や関係機関と連携しながら、地域や事業者などからの相談などに適切に対応してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>再エネに係る条例では、長野県飯田市のように、太陽光、風力、河川水、バイオマスなどの自然資源を地域の共有財産と捉え、これを再生可能エネルギーとして、地域住民が優先的に利用する権利を地域環境権として定めた事例もあります。</p> <p>私は、道としては、地域環境権の確立など、エネルギーの地産地消を、皆さんが計画の中で言っている地産地消です。条例には地産地消とはないので探しても。このエネルギーの地産地消をより明確にするための条例制定の必要についてどのように認識をしているのか伺います。</p> <p>また、こうした中央政府の規制緩和などのエネルギー基本計画の方向性を受けて、どのように対応していく考えか伺います。</p> <p>【指摘】 (広田委員)</p> <p>条例の必要性に関する初めての質問ですので、指摘ということでご検討いただければと思うのですが、これもまた外国の事例を言っても仕方がないと言えば仕方がないのですけれども、例えばデンマークですと、風車の所有者が、風車の周囲に住む個人又は協同組合に限定される地元所有のルールがありました。今はもう廃止をされたのですけれども、所有する土地に吹く風のエネルギーを利用する権利は土地所有者のものであるというものがあって、いわゆる風車が迷惑施設ではないというところをずっと続けてきて、その優先的な法律は解消されたのですけれども、北海道においてもこれから地域環境権ということをしっかり明確にしていくということが重要だと思います。デンマークの例をそのまま当てはめるのは難しいですけれども、広域自治体の道として、そこをしっかりと考えていくべきだと指摘をさせていただきたいと思います。</p> <p>2 系統制約の克服について (広田委員)</p> <p>次に、系統制約の克服についても伺いたいと思います。前回の委員会で、系統の空き容量を柔軟に活用できるノンファーム型接続について、基幹系統のみの対象ではなく拡大を要請していくというご答弁でしたが、既にですね、この計画素案の中に、ローカル系統まで拡大する方向や、再エネが石炭火力等よりも優先的に、基幹系統が利用できるような系統利用ルールの見直しに取り組むことが既に明記されておりまして、前回の委員会でご答弁があったような、中央政府に要請しますという時期から、具体的に地域で何ができるかリーダーシップをとるべき段階にきていると考えます。どのように取り組む考えか伺います。また、大規模な洋上風力発電を導入するために、海底ケーブル整備の具体化なども要請していくというご答弁でありました。しかし、昨年10月、そして、今年の5月にもですね、政府系のシンクタンクである公益財団法人地球環境戦略研究機関による調査で、現行の送電網であっても、現在空き容量なしとされている基幹送電線が十分使用可能であることなどが発表されています。</p> <p>海底ケーブルについては、財政措置なども必要とされ、残念ながら時間を要するとすれば、基本計画素案の方向性を受けて、現行の送電網でできることについてすぐに対応すべきではないでしょうか。道がその姿勢を見せることによって、地方自治体や事業者も動くのではないかと考えます。</p> <p>当面の系統制約への対応について、さらなる取り組みを求めたいと思いますが見解を伺います。</p>	<p>(省エネ・新エネ促進室長)</p> <p>系統制約への対応についてでございますが、新エネルギーの拡大にあたりましては、系統制約への対応が重要な課題でありますことから、道では、国に対し、北本連系のさらなる増強やノンファーム型接続の適用範囲の拡大、海底ケーブルの早期実現と特定の地域に偏らない費用負担などについて要請しているところでございます。</p> <p>一方、系統の整備や利用ルールの見直しは、その実現に時間を要しますことから、道といたしましては、系統制約のある中でも新エネを最大限活用していくため、太陽光や木質バイオマス、地中熱といった発電・熱利用設備と、蓄電池や電気自動車などを効果的に組み合わせ、地域単位でエネルギー需給を管理する「需給一体型の分散型エネルギーシステム」や、災害時も含めた電力の安定供給の確保に資する地域マイクログリッドの構築などを促進することとしており、構想や計画、事業化などさまざまな段階に応じた支援を行っているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【指摘】 (広田委員)</p> <p>支援という段階になっているのかどうかというところが、検証しなければいけないと思うのですが、例えば実際の系統の、今の送電網の中で使っていくとしても、結果として一電力事業者からの情報に頼らざるを得ないところがあって、それが本当に事実なのかどうか、結果として、先ほど紹介した政府系研究機関の調査結果によると、空き容量がないと言っているところも使えますよという一つの情報ですよ、それがまた現場の実際の運用のところかどうかということも検証しなければいけないと思うのですが、そういうことを、それぞれの地域の具体的なフィールドで、それぞれちゃんと情報が共有されて、みんなが議論できるという場を作って初めて支援ということであって、全然これ、道庁、何もやってないと、いや、やってると思いますけれど、何もやってないと言われてもしょうがないとか、もっともっと皆さんができるというふうには私は思っているわけです。いろいろな壁とか制約があるのはわかりますけれども、やっぱりその、一電力事業者の情報だけではなくて、セカンドオピニオン的なところも開かれた場所で作りながら、では具体的にここに例えばいくら必要で、どういうことが必要なかということが具体的にわかった上で進めないと、このままずっとポテンシャル、ポテンシャルと言い続けて、容量がないと言い続けて終わってしまうのか、そこをぜひ広域自治体の道としてですね、地域内の戦略づくりとか、そういうことも含めて考えていただきたいと、検討していただきたいと思います。</p> <p>3 環境関連産業の振興について (広田委員)</p> <p>最後に一問だけ、環境関連産業の振興について伺います。</p> <p>この省エネ・新エネ促進行動計画にも書かれておりますが、環境関連産業の振興についてですが、私としては、この環境関連産業に期待することは、熱・燃料の再エネ化への貢献であります。</p> <p>今まで縷々、聞いてきたことは大体、電力に関することを聞いてきたわけですが、エネルギー基本計画における電力需要見通し、今度、需要の方を見ても、3割が電力で、あと7割は熱です。</p> <p>ということは、その3割を一生懸命、再エネ化しても7割のことを解決していかなくてはならない、特に北海道においては熱というのは非常に、熱、燃料というのは凄く重要だというふうに思います。</p> <p>再生可能エネルギーによる熱は、地域性の高い重要なエネルギー源であります。下水汚泥・廃材によるバイオマス熱などの利用や、運輸部門における燃料となっている石油製品を一部代替することが可能なバイオ燃料の利用、廃棄物処理における熱回収など、現状では、まだまだ、経済性に課題はあるものの、地域の特性に応じて進めていくことが重要であるというふうに思います。</p> <p>太陽熱や地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等の再生可能エネルギー熱についても、複数の需要家群をつないで、点ではなく面として熱を融通する取組への支援を行うことによって、私としては、こないだのときもお話しましたが、食産業や観光業の付加価値向上にも貢献すべきであると考えます。</p> <p>また現状での道の行動計画では、洋上風力発電による新たな市場や、水素関連の先端技術の開発などが前提として、めざす姿が描かれているわけですが、</p>	<p>(経済部長)</p> <p>環境関連産業の振興についてであります。本年3月に策定いたしました道の省エネルギー・新エネルギー促進行動計画では、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入と合わせ、こうした分野への道内企業の参入などによる関連産業の振興を一体的に推進し、地域経済の好循環に結びつけていくこととしております。</p> <p>こうした考えの下、道といたしましては、道内外からの投資の促進や、道内企業の環境関連産業への参入に向けました環境整備、技術・製品開発への支援に取り組むほか、省エネルギー性能に優れた北方型住宅の普及推進や本道の豊富な再生可能エネルギーなどを活用したデータセンターの誘致、地域における木質バイオマスのエネルギー利用の促進など、各般の施策を通じまして、環境関連産業の振興を図ってまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>もっと地場の環境産業の振興に当たっても、域内循環をするという戦略で進めていくことが重要だと考えますが、環境産業の振興に当たって、この行動計画で掲げられている指標というのは、環境関連ビジネスを実施する企業の割合を年0.5ポイントずつ増加するということが指標になっているのですけれども、もっと具体的に環境関連産業ビジネスを何のために、どういう姿を目指して作っていくかということをもとに取組を検討すべきと考えますが見解を伺います。</p> <p>【指摘】 (広田委員)</p> <p>取組としては、そういうことになるんだと思うんですけども、この0.5ポイントずつ増加するというのをちょっと伺いますと、環境関連産業に関わってますか、というアンケート調査、環境省で発表されるアンケート調査の結果が基礎資料になってるんですよ。おかしいよね、ということなんですよ。で、補助指標を見ますと、道外展示会への出展数の商談件数なども基礎指標に入っているわけですけども、なのでもう少し、取組の展開の仕方というんですかね。私が言うのは、食産業、観光業の付加価値向上に、熱とかの環境関連産業がどう関わるかということですし、北海道の輸送のところにどう貢献していくか、ということだったり、もっと言えば、一般的に洋上風力発電は波及効果大きいと言われてはいますけども、エンジニアなど必要な人材の育成とか、技術の集積してないと、自動車産業と同じことになっちゃうわけですよ。自動車産業、みなさん、成果があがっていると評価してるから、別にいいんですけど、ただ環境関連産業の振興というのも、企業の割合0.5ポイントずつ増やすということではなくて、もうちょっと現場に落としこんだかたちの政策展開というのをご検討いただくよう指摘をさせていただきます、質問を終わります。長くなってすみません。以上です。</p>	